

預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書の書き方(手順①から⑫です。)

③口座振替を利用する税
目をチェックします。

①提出先の税務署名を記載します。

②氏名を記載し押印します。

④提出日以降、いつから
口座振替を利用するか
日付を記載します。

○「3期分だけ」口座振替にしたいという
ような場合は、口座振替を希望するもの
をまるで囲みます。

⑥口座振替をする金融機関の名称、支店名などを記入します。なお、郵便貯金からの口座振替を希望する場合は、「日本郵政公社」をまるで囲みます。

⑤この依頼書提出日を記載します。

⑨もう一度、氏名(預貯金口座の名義)を記載します(フリガナも)。

⑦郵便番号、電話番号、預貯金口座
の住所を記入します。

⑪口座振替をするのが銀行等の場合は、預金の種類をまるで囲み、口座番号を記載します。

⑧預貯金口座の住所と確定申告書に記載した住所が異なる場合(事業所申告)には、申告書に記載した住所を記載します。

郵便貯金の場合は、記号番号を記載します。

⑩**預貯金口座の届出印**を押印します。
届出印を間違わないようお願いします。

⑫もう一度、口座振替を利用する税目をチェックします。

必ず「約定」を確認してください。

（金融機関経由）

納付書送付依頼書

氏名
（名称）

国税本庁

私が納付する（☒申告所得税（1期分、2期分、3期分（期限5年）、延納分）☐消費税及び地方消費税（中間申告分、確定申告分（期限5年）））について、平成16年3月5日以降納期が到来するものを、口座振替により納付したいので、納付書類等必要な事項を記載した納付書は、指定した金融機関より送付してください。

※税務署
整理欄

（入力
日付）

（整理
期日）

（税目
区分）

（振替
区分）

（期日）

（監査
印欄）

（送付
日付）

預貯金口座振替依頼書

金融機関名

平成16年3月5日

財務

銀行・金庫
信用組合
協成・農協

東京

本店・支店
本所・支所

御中

日本郵政公社

住所

（〒100 - 0013）

東京都千代田区霞が関3 - 1 - 1

電話

03（1234）5678

（申告納税地）東京都千代田区大手町1 - 3 - 3
（フリガナ）

氏名

国税本庁

金融機関
使用欄

銀行等	預金の種類	1 普通	2 当座	3 納税準備				
	口座番号	1	2	3	4	5	6	7
郵便局	記号番号 （通帳）	1	0					

税務署から私名義の納付書が貴店（組合）又は郵便局に送付されたときは、私名義の上記の預貯金から次のとおり口座振替により納付することとし、下記約定を承認の上依頼します。

1 対象税目 ☒申告所得税（1期分、2期分、3期分（期限内申告分）、延納分）
☒消費税及び地方消費税（中間申告分、確定申告分（期限内申告分））

2 振替終了日 ☒納期最終日（休日の場合は翌取引日）

3 納付の日は納期最後となる場合で、法令の規定によりその納付が納期限においてされたものとみなされるときは、貴店（組合）又は郵便局に納付書が到達した日から2取引を経過した最初の取引日まで。

約 定

1 預貯金の支払手続きについては、当座勘定規定又は預貯金規定にかかわらず、私が行うべき当座小切手の振出又は預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出などいたしません。

2 指定預貯金残高が振替日において、納付書の金額に満たないときは、私に通知することなく納付書を返却されても差し支えありません。

3 この口座振替契約は貴店（組合）又は郵便局が相当の事由により必要と認めた場合には私に通知することなく解除されても異議はありません。

4 この口座振替契約を解除する場合には、私から（納税貯蓄組合長を経由して）指定した金融機関並びに税務署あて文書により連絡します。

5 この取扱いについて、仮に紛議が生じても、貴店（組合）又は郵便局の責によるものを除き、貴店（組合）又は郵便局には生ぜざるものとします。

できあがりでしたら、申告等の際に税務署に提出(送付)していただくか、記載した金融機関へ提出してください。